令和5年4月1日

小野特別支援学校『いじめ防止基本方針』

いじめの基本認識

　・いじめは人間として絶対に許されないという強い認識に立つこと

　・いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと

　・いじめ問題は学校の在り方が問われる問題であること

　・関係者が一体となって取り組むことが必要であること

**Ⅰ　いじめの未然防止　～いじめを生まない土壌づくり～**

　〇人権教育の充実

　　・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、子どもたちに理解させる。

　　・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

〇道徳教育の充実

・すべての教育活動において道徳的判断力を養い、「いじめ」を未然に防止する。

・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。

・児童生徒の実態に合わせて、内容を十分に検討した題材や資料等を取り扱った授業を実施する。

・子どもたちの心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心づかい」「やさしさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。

　〇体験教育の充実

・子どもたちが、他者や社会、自然との直接的なかかわりの中で自己と向き合うことで、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自らが気づき、発見し、体得する。

・交流及び共同学習やボランティア体験、職場実習等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に取り入れる。

〇コミュニケーション活動を重視した自立活動、特別活動の充実

・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。

・子どもたちが、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的な学習内容を教育活動に取り入れる。

　〇保護者や地域の方、関係機関への働きかけ

・授業参観や保護者研修会の開催、ＨＰ、学校・学部・学級だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

・保護者会や関係機関等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

・インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行う。保護者と協力のもと、平素から情報を得るよう心がける。

**Ⅱ　いじめの早期発見について　～小さな変化に対する敏感な気づき～**

〇日々の観察

・教職員が子どもたちと共に過ごし、いじめの早期発見を図る。

・子どもたちの様子に目を配る。

「子どもがいるところには、教職員がいる」

・いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。

・いじめの相談の窓口があることを知らせ、相談しやすい環境づくりをする。

　〇観察の視点

・子どもたちの成長の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

・担任を中心に教職員は、子どもたちの人間関係の把握に努める。

・気になる言動や表情を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の改善にあたる。

　〇保護者や関係機関との連携

・連絡帳の活用により、担任と保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

・気になる内容については、教育相談や家庭訪問、電話連絡等を実施し、迅速に対応する。

　〇教育相談（学校カウンセリング）の実施

・教職員と子どもたちの信頼関係を形成する。

・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもや保護者が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

・全児童生徒を対象とした教育相談を実施する。

〇いじめ実態調査

・調査は発見の手立ての一つであると認識した上で、オープンスクールや学校評価の中で、年間４回以上実施する。

・調査は子どもたちの実情に対応するため、持ち帰り保護者による記名の

回答方式で行う。

**Ⅲ　いじめの早期対応について　～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～**

〇正確な実態把握

　・当事者双方、周りの子どもから、個々に聴き取り、記録する。

　・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。

〇指導体制、方針決定

　・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。

　・指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする。

　・教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

〇子どもへの指導・支援

　　・いじめられた子どもの保護、心配や不安を取り除く。

　　・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識を持たせる。

　・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

　・感染症等に関する正しい知識を習得させ、良好な人間関係づくりを促す。

〇保護者との連携

　・いじめ事案解消のため、事実関係と具体的な対策について説明する。

　・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

〇今後の対応

　・継続的に指導・支援を行う。

　・コーディネーター、生徒指導担当、養護教諭を中心にカウンセリングを実施し、全職員で子どもの心のケアを図る。必要に応じてカウンセラー等を活用するなど、専門機関と連携する。

　・心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校づくりを行う。

〇実践的な校内研修の実施

・ケース会議を実施し、全職員の共通理解のもとで個別の教育ニーズに即した教育活動を進める。

・児童生徒理解に関する研修、指導支援に関する研修を実施する。